

平成20年4月1日から平成24年3月31日まで※

# 中小企業等基盤強化税制

〔教育訓練費に係る法人税・所得税額の特別控除〕  
(人材投資促進税制)

中小企業者等が実施する従業員研修の費用の一定割合を法人税・所得税から税額控除し、中小企業者等の人材育成を応援します。



- 資本金1億円以下の中小企業者\*や個人事業者が利用できます。
- 業種による制限はありません。
- 教育訓練費の額の8～12%を税額控除します。
- 当該年度の教育訓練費をもとに税額控除額を計算することになりました。

\* 大企業の子会社は除かれます。

※「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年6月22日成立、同月30日公布)により、適用期限が平成24年3月31日まで延長されました。

経済産業省



# 目次

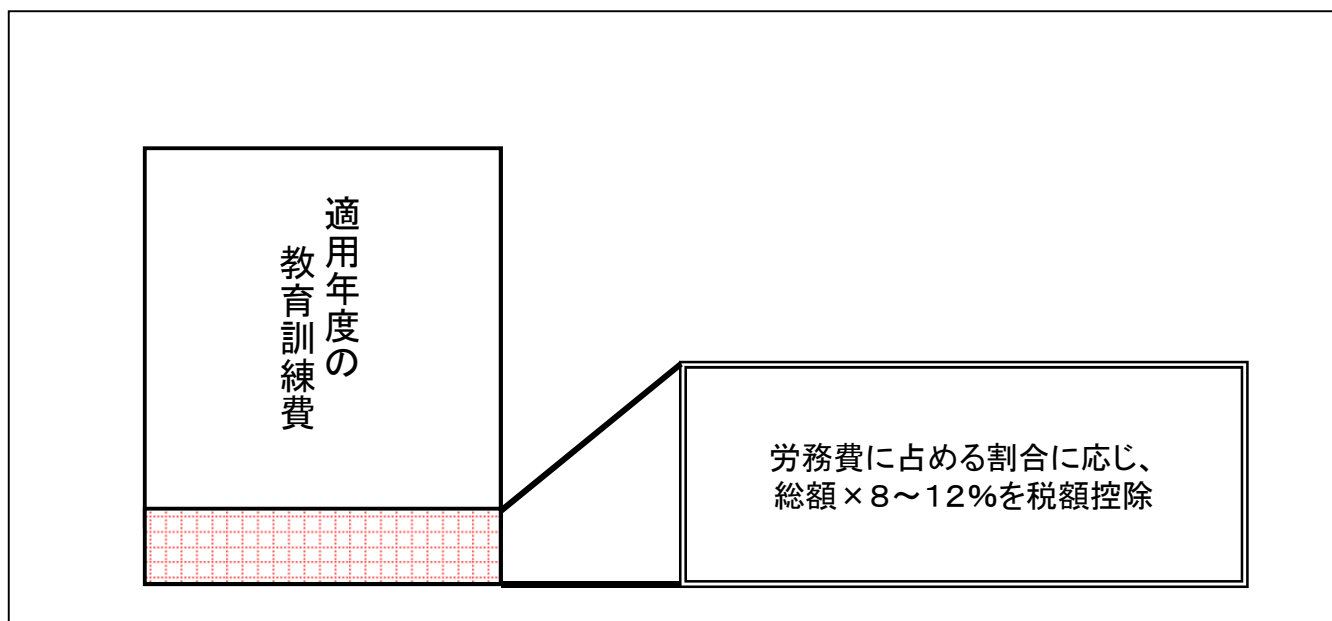
1. 制度の概要と税額控除額の計算方法	1
2. 教育訓練の対象者(「使用人」)	5
3. 対象となる教育訓練費の範囲	6
I) 自社で教育訓練等を行う場合の費用	
II) 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用	
III) 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用	
IV) 教育訓練費に関する留意点	
4. 制度の利用手続き(添付書類等)	14

# 1. 制度の概要と税額控除額の計算方法

○中小企業者等<sup>(※)</sup>は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する事業年度において支出する教育訓練費の総額の8～12%相当額を法人税額(個人事業者は所得税額)から税額控除できます。

○「労務費のうちどれだけ教育訓練費に支出したか」によって、本制度の利用可否及び税額控除額が変わります。

<適用年度の教育訓練費から税額控除額を計算>



(※)本制度を利用できる「中小企業者等」とは、青色申告書を提出する法人又は個人事業者で、次のいずれかにあてはまる方です。

- (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(\*1)  
(業種・従業員数は問いません)
- (2) 個人事業者(業種は問いません)(\*2)
- (3) 資本等を有しない法人(社団法人など)(\*3)
- (4) 農業協同組合等

(\*1) 次のいずれかに該当する法人は、本制度を利用することはできません。

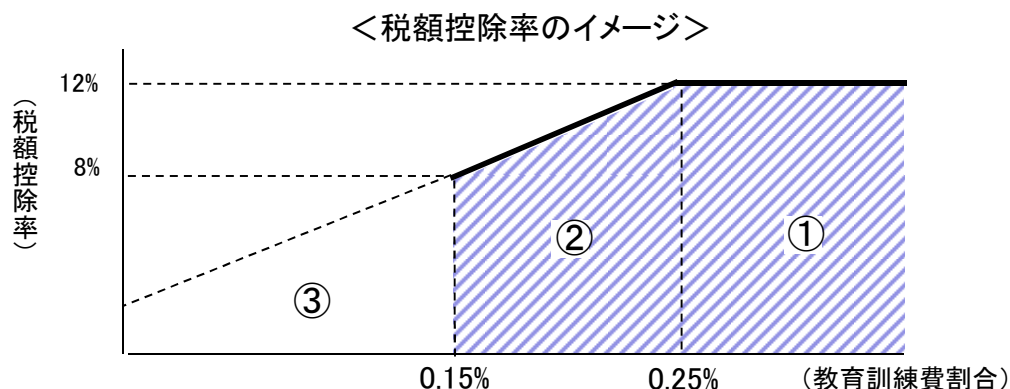
- ・発行株式総数又は出資総額の1/2以上が同一の大企業(資本金1億円超の法人)の所有に属している法人
- ・発行株式総数又は出資総額の2/3以上が複数の大企業の所有に属している法人

(\*2) 常時使用する従業員の数が1000人以下の個人に限ります。

(\*3) 常時使用する従業員の数が1000人以下の法人に限ります。

## 税額控除額の計算方法

税額控除額は、適用を受ける事業年度の**労務費**(※)に占める**教育訓練費の割合**( $\text{教育訓練費} \div \text{労務費}$ 、以下「**教育訓練費割合**」といいます。)に応じて、次の①～③に示した方法に従って計算します。



①教育訓練費割合が0.25%以上の場合

税額控除額＝教育訓練費×12%

②教育訓練費割合が0.15%以上0.25%未満の場合

税額控除額＝教育訓練費×{8%+(教育訓練費割合－0.15%)×40}

③教育訓練費割合が0.15%未満の場合

本制度を利用することはできません。

(※)「労務費」とは、使用人(5頁参照)について法人等が負担する費用として損金に算入されるもので、次に掲げる(i)～(iii)の合計額です。

### (i) 給与等

俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与です。

### (ii) 法定福利費

以下に掲げる費用の合計額です(使用人本人の負担分は除きます)。

- ・健康保険の保険料(介護保険の保険料を含みます。)
- ・労働基準法の規定による休業補償
- ・厚生年金保険の保険料(厚生年金基金の掛金を除きます。)
- ・労働保険(雇用保険及び労災保険)の保険料
- ・児童手当拠出金
- ・船員保険の保険料
- ・石炭鉱業年金基金の掛金
- ・石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金

### (iii) 教育訓練費(詳細は6頁以降を参照してください。)

## 税額控除額の計算例

(中小企業A社のケース)

A社では期中に同社の使用人について、  
教育訓練費を 25万円  
給与を 1億2000万円  
法定福利費を 1,500万円  
支出しました。

中小企業A社は、教育訓練費を25万円支出することにより、約2万3千円の法人税が減額されます。



この場合・・・

### (1) 税額控除を受けられるかの判定

労務費に占める教育訓練費の割合(教育訓練費割合)を計算し、0.15%以上であるときは、税額控除を受けられます。

$$\begin{aligned} \text{教育訓練費割合} &= \text{教育訓練費} \div \text{労務費} \\ &= \text{教育訓練費} \div (\text{給与等} + \text{法定福利費} + \text{教育訓練費}) \\ &= 25\text{万円} \div (1\text{億}2000\text{万円} + 1,500\text{万円} + 25\text{万円}) \\ &= 0.184 \dots \% \end{aligned}$$

教育訓練費割合が0.15%以上であるため、税額控除を受けられます。

### (2) 税額控除額の計算

教育訓練費割合が0.25%未満であるため、税額控除額の計算は前頁②の計算式を利用します。

$$\begin{aligned} \text{税額控除額} &= \text{教育訓練費} \times (8\% + (\text{教育訓練費割合} - 0.15\%) \times 40) \\ &= 25\text{万円} \times (8\% + (0.184 \dots \% - 0.15\%) \times 40) \\ &= 25\text{万円} \times 0.093 (\text{小数点三位未満切り捨て}) \\ &= 23,250\text{円} \end{aligned}$$

23,250円が控除額となります。

(なお、税額控除額には、法人税額に対する控除限度額があります(次頁参照)。)

## 地方税における取扱い

法人住民税法人税割の計算は、本制度における税額控除後の法人税額を使います。したがって、(法人税の税額控除額×法人住民税法人税割の税率)に相当する金額が地方税から税額控除されることとなります。

上記のケースにおいては、標準税率(17.3%)を用いて計算すると、

$$23,250\text{円} (\text{税額控除額}) \times 17.3\% \div 4,000\text{円}$$

の減税効果が得られます。

## 制度利用上の留意点

- 本税制措置は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始される各事業年度において適用されます。  
また、個人事業者は、平成21年分から平成24年分までの所得に係る申告において適用されます。
- 解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度については、本制度の適用を受けることはできません。
- 本制度の控除額は、適用年度の法人税額の20%から、他の中小企業等基盤強化税制（事業基盤強化設備を取得した場合等の税額控除）による税額控除額を差し引いた額が上限となります。なお、上限を超えた額を翌年度以降に繰り越して控除することはできません。
- 本制度は、中小企業等基盤強化税制の一つに位置付けられていますが、他の中小企業等基盤強化税制と異なり、業種による利用制限は一切ありません。
- 連結法人については、連結親法人が中小企業者であるものにより本制度を利用することができますが、その教育訓練費割合は、連結グループを構成する各連結法人の教育訓練費の額ないし労務費の額のそれぞれ合計額を用いて計算することになります。

## 2. 教育訓練の対象者(「使用人」)

本税制の適用にあたっては、

自社の使用人又は個人事業者のその事業に係る使用人  
に対する教育訓練費が対象になります。

使用人とは、正社員、契約社員、パート・アルバイトその他対価を受け取ってその事業に使用される者です。



使用人

- ※派遣社員は、派遣先と雇用関係にはありませんが、次の2点を満たす者に限り、派遣先の使用人に含まれるものと考えられます。
- (1) 派遣社員が派遣先の法人等の正社員等と同一の職務に従事している。
  - (2) 当該同一の職務に係る教育訓練等(当該正社員等を主体としたものに限る。)に参加している。

### 注意

以下の方は対象とならないので注意して下さい。

- 1) 自社の **役員又は個人事業主**
- 2) 自社の **使用人兼務役員**
- 3) 役員又は個人事業主と **特殊な関係にある者**  
(①親族、②事実上婚姻関係と同様の事情にある者、③生計の支援を受けている者、④ ②又は③と生計を一にする親族)
- 4) 内定者等の **入社予定者**

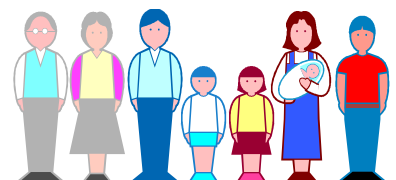
役員、個人事業主

社長の息子や娘婿などは、使用人であっても対象外になるのだな。



特殊関係者

役員又は個人事業主と特殊な関係にある者



### 3. 対象となる教育訓練費の範囲

本税制の対象となる教育訓練費は、使用人の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用であって、以下に示すものです。

また、必ず教育訓練等(教育、訓練、研修、講習など)を伴うものである必要があります。

#### 自社で行う研修に係る費用

##### 外部講師謝金等

外部の講師・指導員を招へいする費用



詳細は7P

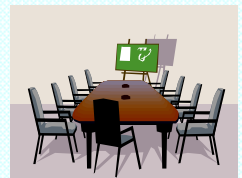


##### 外部施設等使用料

外部の施設、設備、器具等を賃借する費用



詳細は8P



##### 教科書その他の教材費

教科書等の教材を購入又は製作委託する費用



詳細は9P、10P



##### 研修プログラム等作成委託費

外部に研修内容等の作成を委託する費用



詳細は11P



#### 他社が行う研修に係る費用

##### 研修委託費

外部に委託して教育訓練等を行わせる費用



詳細は11P



##### 外部研修参加費

外部が行う教育訓練等に参加させる費用



詳細は12P



**注意**

以下の費用は教育訓練費とはなりません。

受講者の給与

受講者の交通費・宿泊費

職務に必要といえない教育訓練(自己啓発など)

視察費用

など

# I) 自社で教育訓練等を行う場合の費用

## 外部講師謝金等

### 外部の講師又は指導員の招へいに要する費用

外部講師



報酬、謝金等



交通費



宿泊費



食費



- ・子会社、関連会社等の役員又は使用人も外部講師等の対象となります。
- ・雇用契約ではなく、外部の専門家・技術者と指導契約等を結び継続的に講義・指導等を依頼する場合の費用も対象となります。



大学等の教授等による座学研修や専門知識の伝授などのほか、技術指導員等による技術・技能の現場指導などを行う場合も対象になります。

現場での技術指導員  
なども対象



**注意**

### 教育訓練費の対象とならないもの

- ◆ 自社の役員又は使用人を、講師等として講義等を行わせた場合の費用（人件費（講師料、日当を含む。））

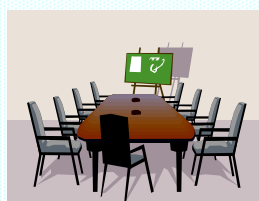
\* 教育訓練等とは、教育・訓練・研修・講習その他これらに類するものをいいます。

## 外部施設等使用料

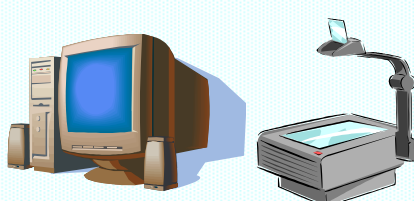
外部の施設、設備その他の資産の賃借に要する費用(賃借料、使用料、利用料、借上料、レンタル料、リース料等)

※ 子会社、関連会社等が所有する施設等を賃借する場合も対象となります。

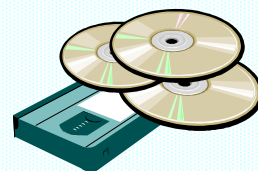
### 対象となる資産(主な例)



施設  
(会議室、実習室等)



設備、器具・備品など  
(パソコン、OHP、プロジェクター等)



教育訓練用コンテンツの  
使用料  
(eラーニング含む)

教育訓練等のために施設等を賃借する契約であれば、その契約期間に制約はありません。



施設等が普段は生産などの企業活動に用いられている場合でも、賃借する者が教育訓練等のために使用する場合は対象になります。

### 注意

#### 教育訓練費の対象とならないもの

- ◆ 研修施設、訓練用設備等の取得に要する費用(減価償却費等)
- ◆ 自社が所有する施設等の使用に要する費用(光熱費、維持管理費等)

## 教科書その他の教材費

使用人の教育訓練等に用いる教科書、教材の購入費用や他の者に委託して教科書、教材を製作した場合に支払う費用

※ 教材作成の際に生じる知的財産に係る費用(ライセンス料等)や監修料等の関連費用も対象になります。

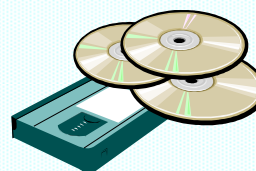
教科書



教材



※教材には教育訓練用コンテンツも含まれます。



減価償却資産の場合は、使用可能期間が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満のもので適用年度に損金算入したものが対象になります。



購入費  
製作委託費

使用人の教育訓練等に直接用いるもの

研修、講習



実習



技術指導



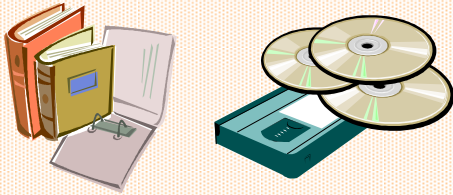
eラーニング



**注意**

## 教育訓練費の対象とならないもの

自社で教科書等を製作した場合の費用（人件費、材料購入費）等



教育担当部署が研修等の実施に際し、内部検討のために購入する参考図書等の費用



教科書等の原本等を自社で複写・印刷した場合の複写費、印刷費、用紙代等の経費等

### ◆独学用の教科書等

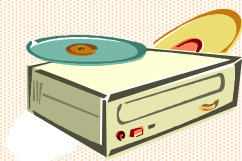


### ◆図書館、資料室用

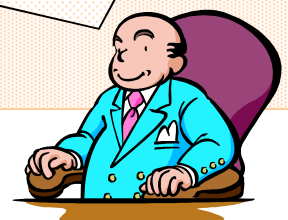


※使用人の自己訓練など、研修等の教育行為が伴っていない場合の費用は教育訓練費には該当しません。

### ◆教育訓練用のソフトウェアに係る費用



教育訓練用コンテンツとソフトウェアの製作を同時に委託した場合の費用で、ソフトウェアと一体不可分なものとして無形固定資産として資産計上する場合は対象外となるのだ。



## Ⅱ) 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用

### 研修委託費

法人等が外部の教育機関など他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合に他の者に対して支払う費用(講師の人件費、教科書・教材費、施設使用料等の委託費用)が対象になります。

他の者とは、自社以外の者をいいます。(以下同じ)  
例えば、

- 1) 事業として教育訓練を行っている外部教育機関  
(民間教育会社、公共職業訓練機関、商工会議所等)
- 2) 上記以外の一般企業

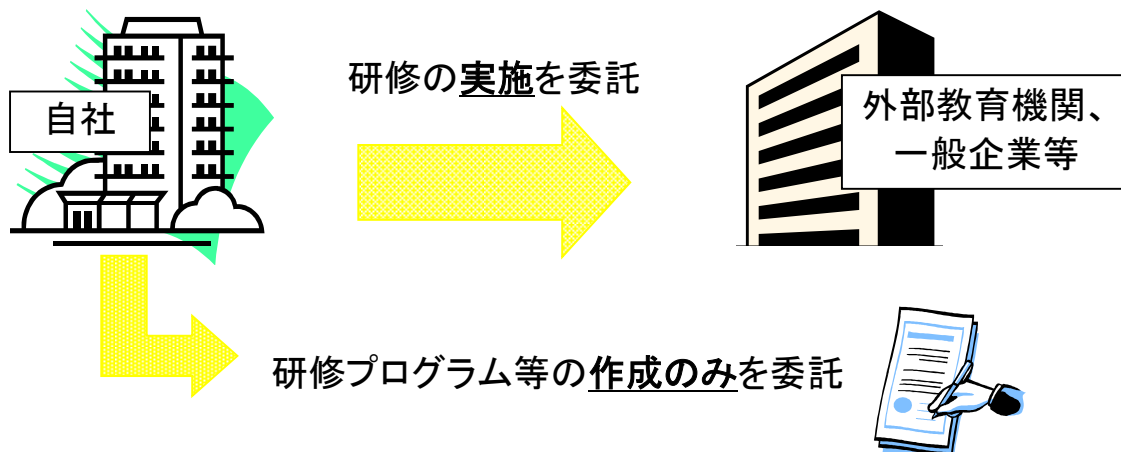


子会社、関連会社等のグループ企業の外部教育機関、一般企業も対象になります。



### 研修プログラム等作成委託費

教育訓練の実施は委託しないが、教育訓練等に関する計画又は内容の作成を外部の専門的知識を有する者に委託する場合の費用も対象になります。



### Ⅲ) 他の方が行う教育訓練等に参加させる場合の費用

#### 外部研修参加費

法人等が外部の教育機関など他の方が行う講習会、研修講座、技術指導、国内外留学等にその使用人を参加させる場合に、他の方に対して支払う授業料、受講料等の費用が対象になります。



法人等が直接又は間接に（使用人を通じて）、外部の教育機関等に対して支払う費用が対象になります。

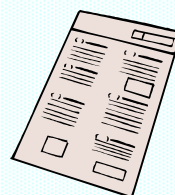
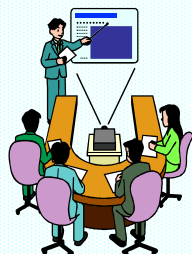
※使用人が費用の一部を負担した場合は、その負担額を教育訓練費から控除します。（例えば、10万円の受講料のうち、使用人が5万円を自己負担した場合は、この自己負担分5万円を法人等の教育訓練費の額から控除します。）

(例)

研修講座・研修セミナー  
(受講料)

各種資格・検定試験  
(受験手数料※1)

技術指導  
(指導料)



講演会、講習会  
(参加料)

国内外留学  
(授業料※2)

通信教育  
(受講料)

- 1 受験手数料は、教育訓練等の一環として資格・検定試験が行われる場合に対象となります。
- 2 国内外の大学院、専修学校等に留学させる場合に支払う授業料などの聴講に要する費用、教科書等の購入費は対象となりますが、所得税法上学資金等として給与となるものは除かれます。（所得税基本通達9-14、9-15、9-16参照）

教育訓練費の対象とならないもの

注意

- ◆留学期間中の使用人に支払う人件費、大学院等への寄附金、留学に要する旅費、保険料、住居費等。
- ◆使用人に対して支給する「報奨金」。

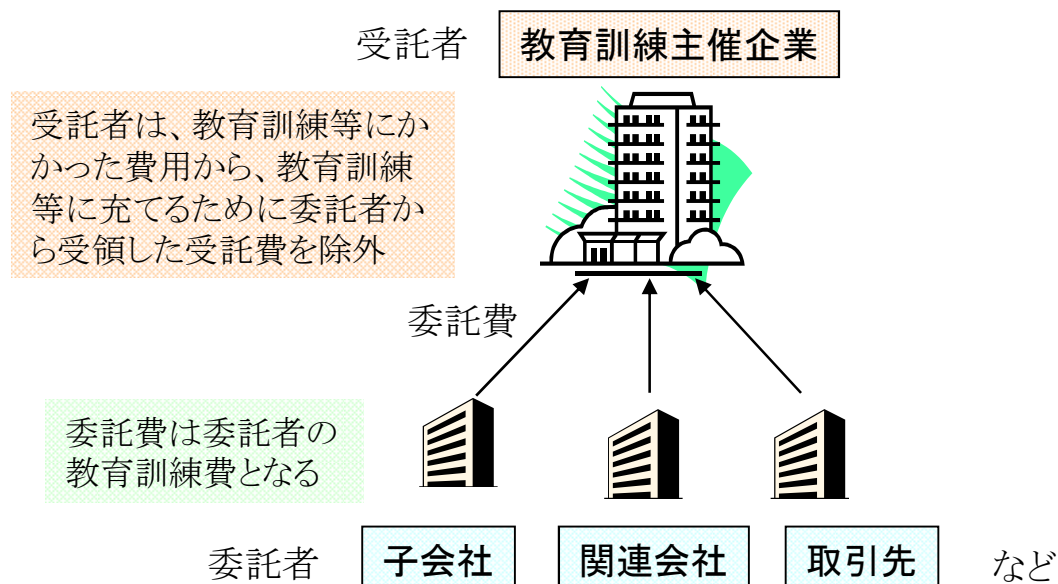
## IV)教育訓練費に関する留意点

他の者から支払いを受ける金額を本制度の対象となる教育訓練費に充てる場合は、その金額を教育訓練費の額から控除します。

例えば、厚生労働省の「キャリア形成促進助成金」など、国等から教育訓練費に充てるために交付を受けた補助金を本制度の対象となる教育訓練費に充てる場合は、当該充てる金額を教育訓練費の額から控除します。

※自社が実施する教育訓練等において、他社からの委託を受けて、他社の使用人が参加している場合は、自社の使用人に係る費用のみが教育訓練費に該当するため、他社の使用人に係る費用は区分する必要があります。

また、教育訓練等に役員等、使用人以外の者が含まれている場合も、使用人以外の者に係る費用は区分する必要があります。



## 4. 制度の利用手続き(添付書類等)

本制度の適用を受ける場合は、その適用を受ける事業年度における次の2点の書類を法人税(個人事業者は所得税)の確定申告書等に添付して下さい。

### ①申告書別表

教育訓練費及び労務費等の額から税額控除額を計算するための書類です。様式は税務署又は国税庁のホームページから入手できます。

**お忘れなく**

### ②教育訓練費に関する添付書類(様式自由)

本制度の対象となる教育訓練費に関して、以下の必要事項を記載した書類を作成して下さい。

教育訓練等の内容(研修の名称など)

教育訓練等を行った年月日(その教育訓練等を2日以上継続して行った場合には、その教育訓練等を行った期間)

教育訓練等に参加した使用人の氏名

該当費用の内容及びそれぞれの金額(例:教科書代 円、など)

該当費用の支出年月日

該当費用を支払った相手先の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

その他参考となるべき事項

確定申告書等に上記①申告書別表にて計算した税額控除額を記載し、税額控除後の法人税額を申告納付することによって、適用されます。



添付書類の様式については、決められた様式はないので、上記の内容が記載されている書類であれば、研修を行う際に作成した書類を添付することも可能です。

それでは皆様、本制度を積極的に活用して、従業員教育を行っていただきますようよろしくお願い致します。



### このパンフレットに関する問い合わせ先

中小企業庁 経営支援部 経営支援課  
TEL 03-3501-1763(直通)

ホームページ掲載先

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>